

## 建築技術認証・証明事業 料金規程

### (目的)

**第1条** この規程は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が定める建築技術認証・証明事業 業務規程（以下、「業務規程」という。）第27条に基づき、法人が実施する建築技術性能認証（以下、「性能認証」という。）及び建築技術性能証明（以下、「性能証明」という。）に係わる料金に関し、必要事項を定めるものである。

### (料金)

**第2条** 法人は、性能認証又は性能証明の申込を受けたとき、下表に掲げる額の料金の請求書を発行する。ただし、業務規程第19条第3項に基づく更新を行う場合には、改定に伴う料金の支払いにより当該更新に伴う料金を請求しないものとする。なお、新規、改定及び軽微な改定の料金には、建築技術性能認証書又は建築技術性能証明書（以下、「性能認証・証明書」という。）1部、建築技術性能認証評価報告書又は建築技術性能証明評価報告書（以下、「評価報告書」という。）1部、及び性能証明においては建築技術性能証明評価概要報告書（以下、「評価概要報告書」という。）5部の発行費用を含む。また、追補の料金には評価報告書（追補）1部及び性能証明においては評価概要報告書（追補）1部の発行費用を含む。

| 内容  |                                                       | 料金（（ ）は消費税等10%を含む料金）     |                              |                              |
|-----|-------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------|------------------------------|
|     |                                                       | 申込料                      | 性能認証料                        | 性能証明料                        |
| 新規  | 新規に性能認証・証明を行う場合<br>(業務規程第11条)                         | 330,000 円<br>(363,000 円) | 1,430,000 円<br>(1,573,000 円) | 2,420,000 円<br>(2,662,000 円) |
| 変更  | 改定<br>技術の内容を変更する場合<br>(業務規程第18条第1項及び第2項)              | 330,000 円<br>(363,000 円) | 715,000 円<br>(786,500 円)     | 1,210,000 円<br>(1,331,000 円) |
|     | 軽微な改定<br>評価専門委員会の設置を伴わない<br>軽微な変更の場合<br>(業務規程第18条第3項) | 330,000 円<br>(363,000 円) | 330,000 円<br>(363,000 円)     | 330,000 円<br>(363,000 円)     |
|     | 追補<br>技術の内容にかかわらない変更の<br>場合<br>(業務規程第18条第4項)          | 不要                       | 33,000 円<br>(36,300 円)       | 33,000 円<br>(36,300 円)       |
| 更新  | 建築技術の更新を行う場合<br>(業務規程第19条第1項)                         | 不要                       | 330,000 円<br>(363,000 円)     | 330,000 円<br>(363,000 円)     |
| 再交付 | 性能認証・証明書を再交付する場合<br>(業務規程第20条)                        | 不要                       | 11,000 円<br>(12,100 円)       | 11,000 円<br>(12,100 円)       |

2 共同申込の場合は、2社目以降の申込者数及び申込の業務内容によって下表に掲げる共同申込

料金を前項の料金に加算する。なお、新規、改定及び軽微な改定の場合には、各共同申込者への性能認証・証明書1部、評価報告書1部及び性能証明においては評価概要報告書5部の発行費用を含む。また、追補の料金には評価報告書（追補）1部及び性能証明においては評価概要報告書（追補）1部の発行費用を含む。

| 共同申込料金（（ ）は消費税等10%を含む料金。nは申込者数） |                                                       |                          |                          |                            |                                                                               |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 申込者数                            | 2                                                     | 3                        | 4                        | 5                          | 6以上                                                                           |
| 新規                              | 330,000 円<br>(363,000 円)                              | 660,000 円<br>(726,000 円) | 825,000 円<br>(907,500 円) | 990,000 円<br>(1,089,000 円) | $990,000 + 110,000 \times (n-5)$ 円<br>( $1,089,000 + 121,000 \times (n-5)$ 円) |
| 改定                              | 新規の1／2                                                |                          |                          |                            |                                                                               |
| 軽微な改定                           | 新規の1／2                                                |                          |                          |                            |                                                                               |
| 追補                              | 不要                                                    |                          |                          |                            |                                                                               |
| 更新                              | $55,000 \times (n-1)$ 円<br>( $60,500 \times (n-1)$ 円) |                          |                          |                            |                                                                               |
| 再交付                             | 不要                                                    |                          |                          |                            |                                                                               |

- 3 改定時又は軽微な改定時に新たな申込者が追加される場合には、追加となる共同申込者1社につき330,000円（消費税等10%を含み363,000円）の料金を前2項の料金に加算する。この際、第2項の共同申込者数は追加される新たな申込者を含まないものとする。

#### （追加料金）

第3条 法人は、次の各号に該当するとき、前条の請求とは別に請求できる。

- 一 性能認証において、評価専門委員会の開催回数が3回以上になる場合、1開催あたり220,000円（消費税等10%を含み242,000円）の追加料金
- 二 性能証明において、評価専門委員会の開催回数が新規で5回以上、改定で3回以上になる場合、1開催あたり220,000円（消費税等10%を含み242,000円）の追加料金
- 三 業務規程第14条第3項の規定に基づいて立会施工試験等が必要と判断された場合の立会に要する費用
- 四 業務規程第14条第4項の規定に基づいて工場審査が必要と判断された場合の工場審査に要する費用
- 五 業務規程第18条第3項の「ただし書」により、「軽微な改定」から「改定」へ変更する場合、性能認証においては385,000円（消費税等10%を含み423,500円）、性能証明においては880,000円（消費税等10%を含み968,000円）の追加料金
- 六 性能認証・証明書の発行に際して、申込者より性能認証・証明書の追加発行を求められた場合、1件ごとに11,000円（消費税等10%を含み12,100円）の手数料
- 七 評価報告書の発行に際して、申込者より増刷を求められた場合の製本に要する費用
- 八 評価概要報告書の発行に際して、申込者より増刷を求められた場合の製本に要する費用

**（評価報告書及び評価概要報告書の再発行）**

**第4条** 取得者より評価報告書及び評価概要報告書の再発行（増刷）を求められた場合、製本に要する費用に次に掲げる手数料を加算して請求する。

|                  | 手数料（ ）は消費税等 10%を含む料金 |
|------------------|----------------------|
| 版の変更がない場合        | 11,000 円（12,100 円）   |
| 追補等により版の変更が必要な場合 | 44,000 円（48,400 円）   |

**（その他の費用）**

**第5条** 第2条及び第3条の規定にかかわらず、法人は申込者と協議のうえ必要と認められる費用を請求できる。

**（料金の減額）**

**第6条** 業務が効率的に実施できると法人が判断した場合は、第2条及び第3条にかかげる料金を減額して適用することができる。

- 2 性能証明の新規案件の審査において、評価専門委員会の開催回数が2回以下であった場合、次の各号を満たすことにより、当該案件の同一申込者からの次回新規、または改定の申込料金について1回に限り無料とすることができる。
  - 一 当該案件の性能証明書発行日より2年以内の申込であること。
  - 二 申込者からの申告によること。

**（料金等の納入）**

**第7条** 料金等の納入は、法人の指定する金融機関への振込によるものとする。

- 2 前項にかかわらず、法人が認める場合においては、申込者の要望による別の納入方法によることができる。
- 3 前2項において、納入に要する費用は、申込者の負担とする。

**（料金等の還付）**

**第8条** 法人は、業務規程第28条第1項の規定に基づく料金等の還付は、申込者の指定する金融機関へ振込むものとする。この場合、振込に要する費用は、法人の負担とする。